

東芝産業機器システム株式会社及び東芝ホクト電子株式会社に対する勧告等について

令和8年1月15日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、東芝産業機器システム株式会社（以下「東芝産業機器システム」という。）及び東芝ホクト電子株式会社（以下「東芝ホクト電子」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請法<sup>(注1)</sup>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）<sup>(注2)</sup>に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項<sup>(注3)</sup>の規定に基づき、東芝産業機器システム及び東芝ホクト電子のそれぞれに対して勧告を行った（※）。

また、東芝産業機器システム及び東芝ホクト電子の親会社である株式会社東芝（以下「東芝」という。）に対して申入れを行った。

（注1） 「下請法」とは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）をいう。

（注2） 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

（注3） 「下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる下請法第7条第3項をいう。

※ 下請法は、改正法により改正され、令和8年1月1日から、「製造委託等に関する中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）となった。

本件の製造委託は、改正法施行前になされたものであり、下請法の適用を受けることから、本公表文は下請法上の用語により記載することが適當である場合は下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には取適法が適用され、次のように用語が変更される。

下請法	取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

東芝産業機器システムに対する勧告に関する問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引適正化調査室

電話 03-3581-3374（直通）

東芝ホクト電子に対する勧告に関する問い合わせ先

公正取引委員会事務総局北海道事務所取引適正化調査課

電話 011-231-6300（代表）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

## 第1 違反行為者の概要

### 1 東芝産業機器システム株式会社

法人番号	6010001051746
名称	東芝産業機器システム株式会社
本店所在地	川崎市幸区堀川町72番地34
代表者	代表取締役 伊藤 渉
事業の概要	電動機、変圧器、受配電盤、制御盤及び汎用インバータ等の製造販売等
資本金	28億7000万円

### 2 東芝ホクト電子株式会社

法人番号	4450001002129
名称	東芝ホクト電子株式会社
本店所在地	北海道旭川市南五条通二十三丁目1975番地
代表者	代表取締役 塩入 健太郎
事業の概要	マグネットロン、サーマルプリントヘッド等の製造販売
資本金	9億8789万7600円

## 第2 東芝産業機器システムに対する勧告

### 1 違反事実の概要

- (1)ア 東芝産業機器システムは、令和7年12月までに、他の事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品(以下「本件製品等①」という。)の製造を委託した(以下この受託事業者を「下請事業者①」という。)。
- イ 前記アの委託の当時、東芝産業機器システムは資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、下請事業者①は資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人たる事業者であった。
- (2) 東芝産業機器システムは、下請事業者①に対して自社又は自社の顧客が所有する金型、木型、樹脂型、治具、工具等(以下「金型等①」という。)を貸与していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、当該金型等①を用いて製造する本件製品等①の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者①に対し、合計1,510個の金型等①を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者①の利益を不当に害していた(下請事業者①47名)。

※ 東芝産業機器システムは、令和7年12月までに、前記(2)の金型等①について、その一部を既に回収しており、また、その保管費用の支払に関する手続を下請事業者①との間で進めている。

## 2 効果の概要

- (1) 東芝産業機器システムは、下請事業者①に対し、無償で金型等①を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) 東芝産業機器システムは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
  - ア 前記(2)の行為が下請法第4条第2項第3号<sup>(注4)</sup>に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
  - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) 東芝産業機器システムは、今後、自己のために経済上の利益を提供されることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないよう、自社の発注担当者等に対して金型等①の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先中小受託事業者に通知すること。
- (6) 東芝産業機器システムは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(注4) 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

## 第3 東芝ホクト電子に対する効果

### 1 違反事実の概要

- (1)ア 東芝ホクト電子は、令和7年12月までに、他の事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負うマグネットロン、サーマルプリントヘッド等の製品の部品等（以下「本件製品等②」という。）の製造を委託した（以下この受託事業者を「下請事業者②」という。）。
  - イ 前記アの委託の当時、東芝ホクト電子は資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、下請事業者②は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者であった。
- (2)ア 東芝ホクト電子は、下請事業者②に対して自社又は自社の顧客が所有する金型、刃型、治具及び検具（以下「金型等②」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和6年4月1日以降、当該金型等②を用いて製造する本件製品等②の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者②に対し、合計483個の金型等②を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者②の利益を不当に害していた（下請事業者②14名）。
  - イ 東芝ホクト電子は、令和6年4月から令和7年5月までの間に、合

計390個の金型等②を回収し又は廃棄している。

- (3) 東芝ホクト電子は、下請事業者②のうち1名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、令和7年4月30日に、合計209万円を支払っており、これは無償で金型等②を保管させたことによる費用に相当する額の一部の支払と認められる。

※ 東芝ホクト電子は、令和7年12月までに、前記(2)の金型等②について、その保管費用の支払に関する手続を下請事業者②との間で進めている。

## 2 勧告の概要

- (1) 東芝ホクト電子は、下請事業者②（前記1(3)の1名を除く。）に対し、無償で金型等②を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) 東芝ホクト電子は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。  
ア 前記1(2)アの行為が下請法第4条第2項第3号<sup>(注5)</sup>に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること  
イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) 東芝ホクト電子は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないよう、自社の発注担当者等に対して金型等②の適切な管理に特に留意した取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) 東芝ホクト電子は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 東芝ホクト電子は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先中小受託事業者に通知すること。
- (6) 東芝ホクト電子は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(注5) 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

## 第4 東芝に対する申入れの概要

東芝の作成した貸与金型等の管理に関するガイドライン及び契約書（ひな形）が前記第2の1(2)及び第3の1(2)アの行為が発生した重大な原因の一つであると認められることから、公正取引委員会は、東芝に対し、今後、東芝グループにおいて取適法の規定に抵触する行為が再発することのないよう、当該ガイドライン及び契約書の見直しを含めた改善措置を講ずることを申し入れた。

※ 東芝は、既に改善策の検討に取り組んでいる。



発注者

東芝産業機器システム

製造委託の内容

電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託



違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、  
**本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に**  
対して合計**1,510個**の金型等を、自己のために**無償で保管させていた。**



東芝産業機器システムが  
所有する木型  
東芝産業機器システム提供  
当委員会において一部加工

受注者

（47名）

製造委託の内容

マグнетロン、サーマルプリントヘッド等の部品等の製造を委託



違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、  
**本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に**  
対して合計**483個**の金型等を、自己のために**無償で保管させていた。**



東芝ホクト電子が  
所有する刃型  
東芝ホクト電子提供  
当委員会において一部加工

受注者

（14名）

※ 東芝ホクト電子は、一部の金型等を回収又は廃棄し（受注者2名・計390個）、また、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額の一部を支払済み（受注者1名・209万円）



公正取引委員会による勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で金型等を保管させしたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備することなど

（注）下請法は、令和7年改正により、  
令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されて  
いた事業者は、令和8年1月以降にな  
れた製造委託等との関係では「中小受  
託事業者」と呼称される。

## 1 関係法令の概要

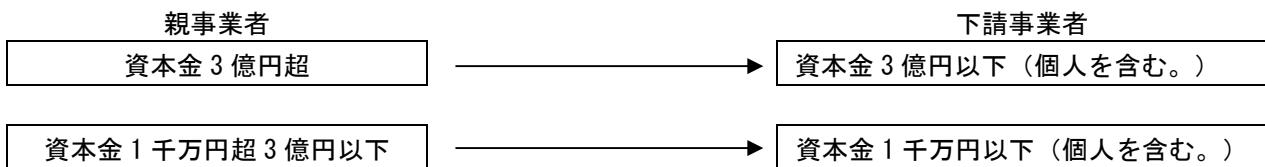
### (1) 下請法の概要

#### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

#### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

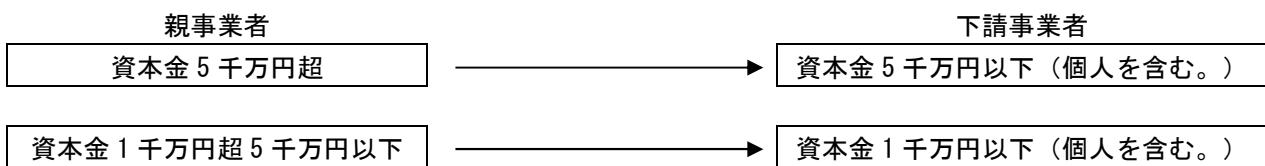
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



#### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

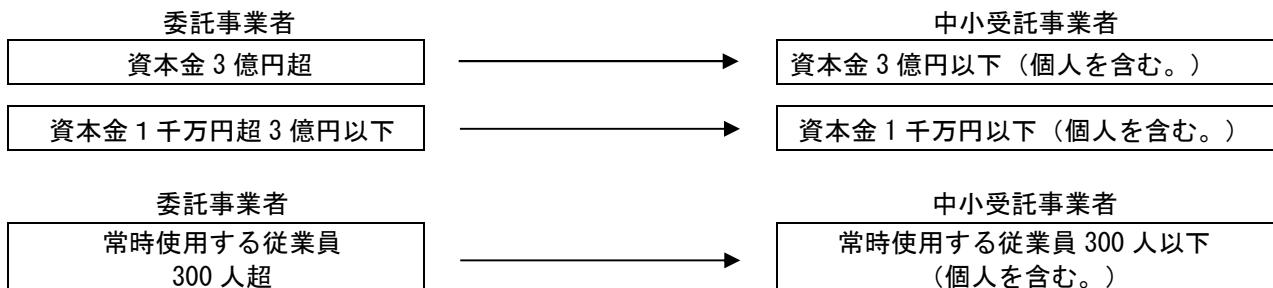
## (2) 取適法の概要

### ○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

### ○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

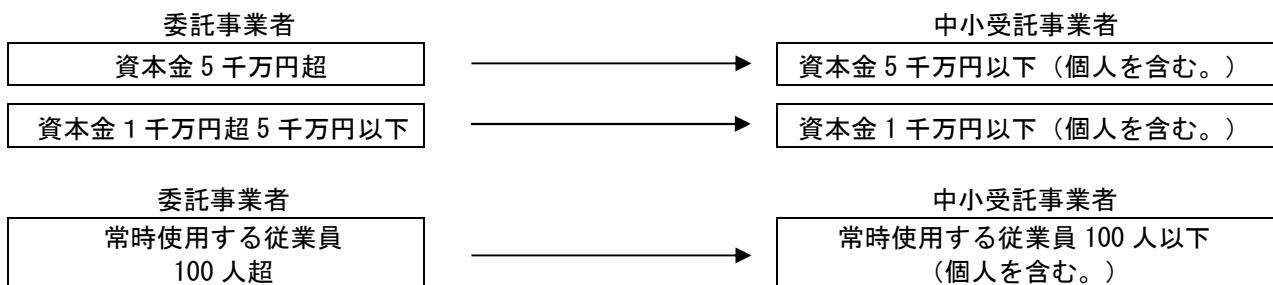
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

### ○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9・10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

## ○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれららの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれららの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二～六 （略）

10・11 （略）

### （委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

## ○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

### 附 則

#### （下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）